

議 第 63 号

令和 3 年 2 月 19 日提出

熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正  
について

熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する  
条例

熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 20 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 4 号中「第 2 条第 16 号」を「第 2 条第 18 号」に、「第 2 条第 18 号」を「第 2 条第 20 号」に、「第 24 条」を「第 25 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 28 号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 302 号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年条例第43号）新旧対照表

改正後（案）	現行								
<p>第1条～第4条 【略】</p> <p><b>（建築物の容積率の最高限度）</b></p> <p><b>第5条</b> 建築物の容積率は、別表第3の左欄に掲げる区域内においては、同表の右欄に掲げる数値を超えてはならない。</p> <p>2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる部分の床面積は、算入しない。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る特定建築物（同法<b>第2条第18号</b>の特定建築物をいう。）の建築物特定施設（同法<b>第2条第20号</b>の建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、移動等円滑化（同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。）の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<b>第25条</b>に定める部分の床面積</p> <p>3・4 略</p> <p>第6条～第14条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p> <p>別表第1・別表第2 【略】</p> <p>別表第3（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区域の名称</th> <th style="width: 80%;">建築物の容積率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本駅前南A地区 地区整備計画区域</td> <td>10分の60（建築物の敷地が都市計画道路熊本駅城山線又は市道春日2丁目第8号線に面する場合に限る。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4～別表第7 【略】</p>	区域の名称	建築物の容積率の最高限度	熊本駅前南A地区 地区整備計画区域	10分の60（建築物の敷地が都市計画道路熊本駅城山線又は市道春日2丁目第8号線に面する場合に限る。）	<p>第1条～第4条 【略】</p> <p><b>（建築物の容積率の最高限度）</b></p> <p><b>第5条</b> 建築物の容積率は、別表第3の左欄に掲げる区域内においては、同表の右欄に掲げる数値を超えてはならない。</p> <p>2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる部分の床面積は、算入しない。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る特定建築物（同法<b>第2条第16号</b>の特定建築物をいう。）の建築物特定施設（同法<b>第2条第18号</b>の建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、移動等円滑化（同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。）の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<b>第24条</b>に定める部分の床面積</p> <p>3・4 略</p> <p>第6条～第14条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p> <p>別表第1・別表第2 【略】</p> <p>別表第3（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区域の名称</th> <th style="width: 80%;">建築物の容積率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本駅前南A地区 地区整備計画区域</td> <td>10分の60（建築物の敷地が都市計画道路熊本駅城山線又は市道春日2丁目第8号線に面する場合に限る。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4～別表第7 【略】</p>	区域の名称	建築物の容積率の最高限度	熊本駅前南A地区 地区整備計画区域	10分の60（建築物の敷地が都市計画道路熊本駅城山線又は市道春日2丁目第8号線に面する場合に限る。）
区域の名称	建築物の容積率の最高限度								
熊本駅前南A地区 地区整備計画区域	10分の60（建築物の敷地が都市計画道路熊本駅城山線又は市道春日2丁目第8号線に面する場合に限る。）								
区域の名称	建築物の容積率の最高限度								
熊本駅前南A地区 地区整備計画区域	10分の60（建築物の敷地が都市計画道路熊本駅城山線又は市道春日2丁目第8号線に面する場合に限る。）								

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。